

沖縄若年者雇用奨励金制度のご案内

沖縄県における若年者の雇用開発のために

沖縄労働局(職業対策課)・ハローワーク(公共職業安定所)

H18.4現在

沖縄県内の若年者の常用就職の促進！ 職場定着を応援します。

沖縄県内の若年者を中心とした雇用開発を実施しようとする事業主の事業計画が、モデル事業として認定され、その計画に基づき雇用開発が行われた場合に、
沖縄若年者雇用奨励金(賃金助成)が支給されます。

沖縄若年者雇用奨励金は計画が完了した後、一定期間
対象労働者に支払われた賃金に相当する額の1/3を助成
するものです。

また、地域雇用促進特別奨励金(設備助成)の計画書と合わせて提出することも可能ですから、沖縄県において事業所の新設・増設等をご検討の事業主の方はご活用ください。

「地域雇用促進特別奨励金」についてのリーフレットは別になっておりますのでご注意ください。

地域雇用開発促進助成金

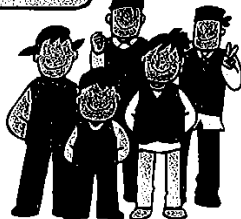
同意雇用機会増大促進地域

事業所の設置・整備



沖縄県

若年労働者の雇入れ



地域雇用促進特別奨励金

同意雇用機会増大促進地域(沖縄県は全域が指定されています)において、地域的な雇用改善を図るために事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇入れる事業主に対して、その人数と設置・整備に要した費用に応じて一定の期間、一定の金額を助成します。

沖縄若年者雇用奨励金

沖縄県において、事業所の設置・整備を完了した日から一定期間、雇入れた対象労働者に対して支払った賃金額に相当する額の一部を助成します。

支給できる事業主

支給を受けることができるのは次の全てに該当する事業主です。

1. モデル事業として認定を受けた事業計画に基づき雇用開発を行う事業主であること。

- 沖縄労働局に設置される沖縄若年者雇用開発推進委員会において沖縄県の若年者等の雇用開発に資する事業として推薦され、沖縄労働局長の認定を受けた事業計画(30事業所)が対象です。
- 事業の実施に伴う波及効果により、地域におけるほかの雇用開発が見込まれる事業、労働条件等で魅力的な雇用開発であることなど計画の選定は総合的に判断されます。
- 管轄する公共安定所ごとに認定事業所数が定められていますので認定からもれる場合もあります。

2. 「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間(最大24ヵ月)に事業所の設置・整備に伴い、沖縄県に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇入れる事業主であること。



- 計画日から完了日までの間に雇入れた沖縄県内に居住する30歳未満の若年求職者のみが対象となります。
- 就職により沖縄県内に居住することとなる県外からの就職者は対象となりません。
- 対象となる労働者は短時間労働被保険者を除く一般被保険者として雇入れた者であること。また、採用当初から常用雇用であることが必要です。(パート等で採用後、常用雇用になった者は対象となりません)
- 設置・整備を行った事業所で雇用する(実際にその場で働く)者が対象になります。
- 沖縄県内の雇用保険の適用事業所を単位とします。「設置・整備」に係る施設が事業所非該当施設である場合は助成金の対象となりません。
- 大学、高等学校、中学校、または高等専門学校(「学校教育法」第1条に規定)または専修学校(「同法82に条の2に規定」)に在学している者はまたは卒業した年の6月末日を経過していない者を雇入れた場合は対象者となりません。(大学、高等学校、中学校若しくは高等専門学校における特殊学級、夜学、定時制及び通信制の課程の者は対象になりますが、専修学校の場合、夜学等も対象になりません)
- 助成金の対象となるのは計画日から完了日までに雇入れた者です。雇入れた後、完了日までに離職した者は対象となりません。(完了日以後起算日までに離職している者も対象となりません)
 - *「雇入れの日」とは雇用保険の被保険者資格を取得した日をいいます。
 - *その他、次のいずれかに該当する者は対象労働者には含まれません。
 - 当該事業主の事業所において過去3年間に職場適応訓練を受けた者
 - 当該事業主の事業所において過去3年間に雇用保険の被保険者として雇用されていた者
 - 縁故採用者
 - 関連事業所間の雇入れ
 - 過去3年間に県外就職貸付を受けた者

3. 計画日の事業所全体の常用労働者数 < 完了日の事業所全体の常用労働者数

- 新たな雇用の場を開発していただくという制度の趣旨から、完了日の常用労働者が計画書提出日の常用労働者数よりも増加していない場合は対象になりません。

4. 「沖縄若年求職者の雇用開発」又は「沖縄県における雇用失業情勢の改善に資する雇用開発」と認められるものであること。

- 事業計画が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の以下に挙げる各条項に該当する場合は当該地域の雇用構造に資するものとは認められません。
 - * 第2条第1項に規定する風俗営業(キャバレー、マージャン店、パチンコ店、テレビゲーム店等)
 - * 第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業等
 - * 第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業
 - * 第32条第1項に規定する深夜における飲食店営業
(レストラン、ラーメン店、寿司屋等の飲食店で深夜(午前0時から日の出まで)営業を行うもの)
- ビリヤード場、ゲームセンター等の遊技場を営む事業主は雇用構造の改善に資するものとは認められません。
- 次のいずれかに該当するときは当該地域の雇用構造に資するものとは認められません。
 - * 社会保険等に未加入である場合。
 - * 賃金等の求人条件が当該地域の他の事業所に比べて著しく低い。
 - * 従業員の定着状況が著しく低い。
 - * 当該地域における雇用の安定性を損なうなど事業所の設置・整備の内容が適切でないと判断された場合。
 - * 「労働者の責めに帰すべき理由」による解雇以外の解雇を行った場合。
 - * 特定受給資格者が3人を超え、かつ、特定受給資格者の発生割合が6%を超えている場合。

5. 「雇用保険法施行規則」第102条の2に規定する雇用調整助成金の支給を受ける事業主でないこと。

- 休業、教育訓練、出向などの雇用調整を行っている場合、沖縄若年者雇用奨励金は支給できません。

6. 他の助成金の申請書を提出していないこと。(併給できる助成金と併給できない助成金があります)

- 沖縄若年者雇用奨励金に係る計画書提出後、受給が終了するまでは新たな計画書の提出はできません。但し、同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用促進特別奨励金の計画書については一緒に提出することができます。
- 試行雇用奨励金(トライアル雇用)や特定求職者雇用開発助成金等の併給はできません。

7. 賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

- 労働関係帳簿類(出勤簿又はタイムカード、労働者名簿、賃金台帳等)及び会計関係帳簿類(総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人の預金通帳等)を備え、申請資格の確認及び支給決定並びに臨時の検査の際に労働関係帳簿類及び会計関係帳簿類を速やかに提出する事業主であることが必要です。
- これらの帳簿類を整備していない事業主、正当な理由なくこれらの関係帳簿類の提出を拒む事業主には助成金を支給できません。

8. 安定所職員が事業所に立ち入って行う実施調査に協力的な事業主であること。

- 正当な理由なく安定所職員の立ち入りを拒む事業主には、沖縄若年者雇用奨励金は支給できません。

9. その他、関係届出が速やかになされる事業主であること。

- 計画書の取り下げ
計画書は事業の完了予定日の前日までに取り下げることができます。理由等を記して文書により行ってください。
- 計画書の変更等
法人の合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合など、計画書の内容を大きく変更するときは、その変更事項を「計画書」に記入し、表題を「変更届」に訂正して安定所に提出しなければなりません。

受給できる額

完了日以降の一定の期間、雇入れた対象労働者(30歳未満の者)に対して支払った賃金に相当する額の1/3を助成します。

- 沖縄若年者雇用奨励金は計画日から完了日までに雇入れた対象労働者(30歳未満の者)のみ助成対象となります。
- 奨励金は設置・整備に伴い雇入れた対象労働者に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法(雇入れ事業所の完了日の前年度の確定保険料から労働者1人当たりの平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じて得た額)により算定した額の1/3を助成します。
- 厚生労働大臣が定める方法により算定した額が実際に支払った賃金額を上回る場合は実際に支払われた賃金額となります。
- 助成の対象は100人を限度とし、一人につき年間120万円を限度とします。
- 支給対象期間は起算日(完了日直後の賃金締切日の翌日)から原則1年間、対象労働者の定着状況が特に優良であると沖縄労働局長が認める事業主については2年間です。

厚生労働大臣が定める方法により算定した額

等級	平均賃金額	基準賃金額
1	723,400円未満	400,700円
2	723,400円以上	480,900円
3	868,100円以上	577,100円
4	1,041,700円以上	692,500円
5	1,250,000円以上	830,900円
6	1,500,000円以上	997,100円
7	1,800,000円以上	1,196,600円
8	2,160,000円以上	1,435,900円
9	2,592,000円以上	1,723,000円
10	3,110,400円以上	2,067,700円
11	3,732,500円以上	2,481,200円
12	4,479,000円以上	2,977,400円
13	5,374,800円以上	3,572,900円
14	6,449,700円以上	4,287,500円
15	7,739,700円以上	5,145,000円
16	9,287,600円以上	6,174,000円
17	11,145,100円以上	7,408,800円
18	13,374,200円以上	8,890,500円
19	16,049,000円以上	10,668,700円

算出方法 参考例

例えば

計画日	平成18年12月18日
完了日	平成20年 5月31日
平成19年度の保険料算定基礎額 (雇用保険法適用者分)	¥89,791,000
平成19年度(1年間)1ヵ月の平均労働者数	26.33人

完了日の前年度が対象となります。

労働者1人あたりの平均賃金額を求めその半年分を算出します。

$$89,791,000円 \div 26.33 = 3,410,216円$$

$$3,410,216円 \div 2 = 1,705,108円$$

厚生労働大臣が定める方法により算定した額に平均賃金をあてはめます。

厚生労働大臣が定める方法により算定した額			
等級	平均賃金額		基準賃金額
5	1,250,000 円以上	1,500,000円未満	830,900円
6	1,500,000 円以上	1,800,000円未満	997,100円

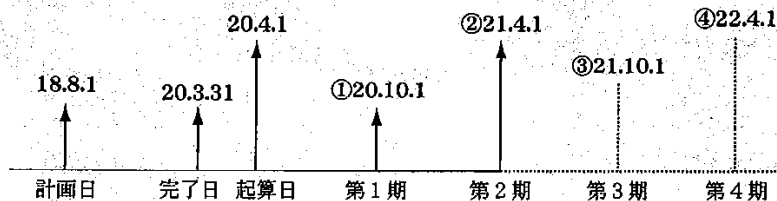
基準賃金額に助成率を乗じた額が実際に助成する額(1人分)となります。

$$997,100円 \times 1/3 = 332,366円$$

※ 「対象労働者等の定着状況が特に優良である事業主」とは次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものです。

- 初回の支給申請期間の初日における当該事業所の常用労働者数が1年経過後の申請期間の初日と比較して減少していないもの
- 沖縄若年者雇用奨励金対象者数が初回の支給申請期間初日から1年経過後の申請期間の初日において減少割合が20%未満であるもの

(賃金締切り末日の場合)



(1)(2)ともに①の時点と③の時点の比較を行う

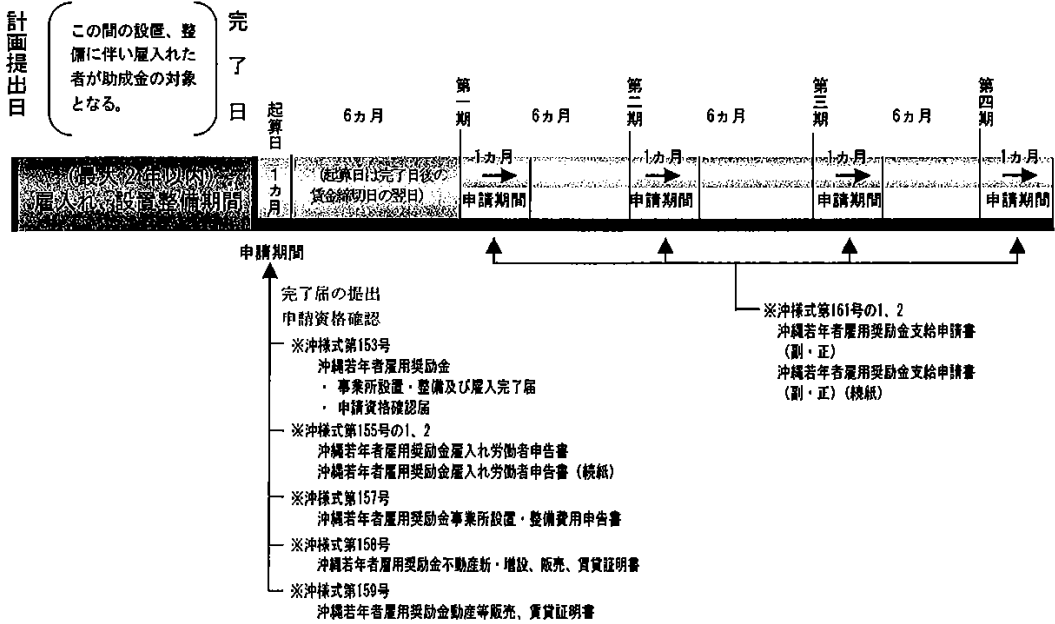
- 第1期申請期間の初日の常用労働者数 ≤ 第3期申請期間の初日の常用労働者数
- 第1期申請期間の初日の対象労働者数(30歳未満の者) × 80% < 第3期申請期間の初日の対象労働者数(30歳未満の者)

受給のための手続き

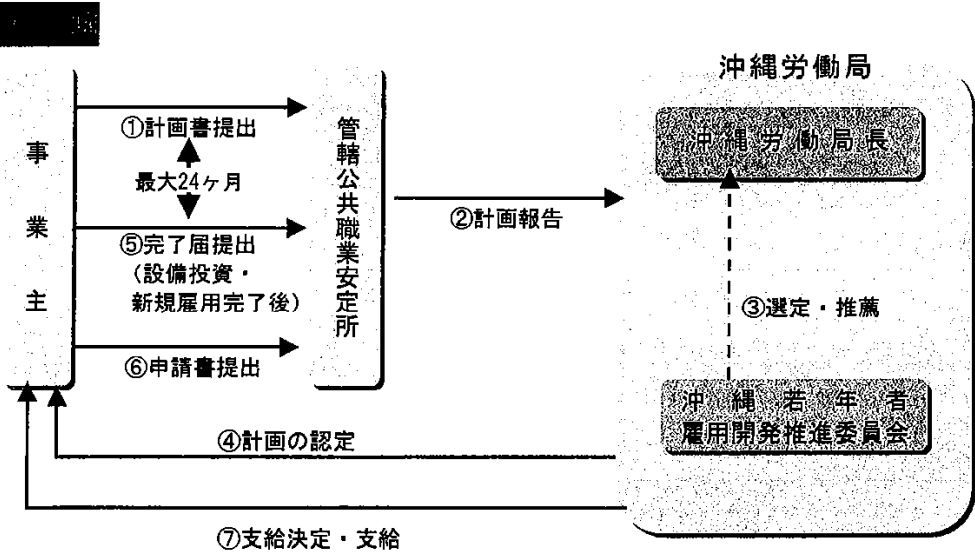
事業所の設置・整備及びこれに伴う雇入れを予定している事業主は「計画書」を管轄公共職業安定所に提出してください。計画書の提出期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間です。

沖縄若年者雇用開発推進委員会において、認定を受けた事業主は、設置・整備が完了した時点（計画日から2年以内に限る）で、完了届を提出し資格確認を受けてください。その後、6ヵ月ごとに申請します。

申請期間経過後に申請を行った事業主に対しては助成金の支給はできません。



上記の様式以外にも、対象労働者に係る住民票、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、登記簿謄本、事業所の設置・整備に係る契約書、納品書等を提出する必要があります。



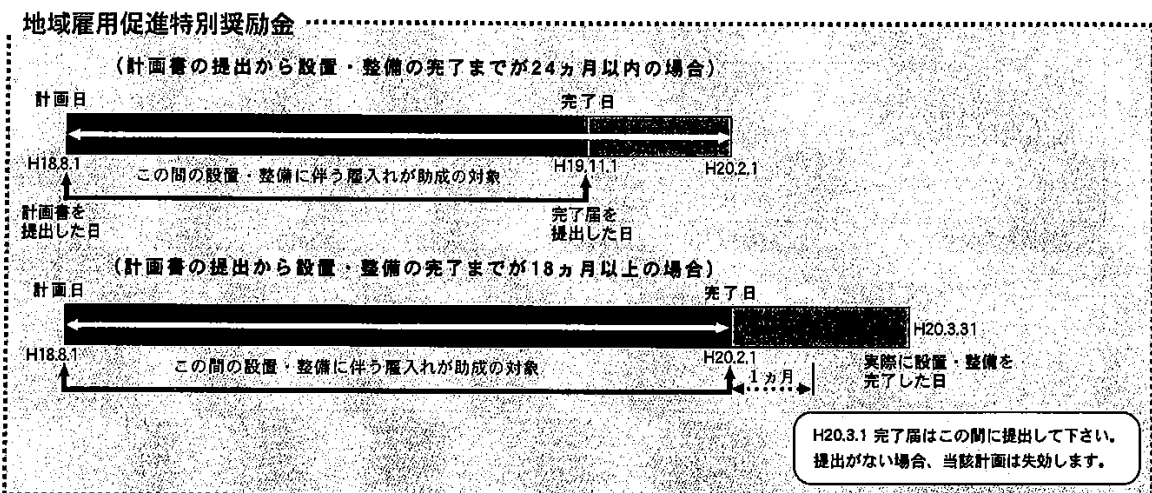
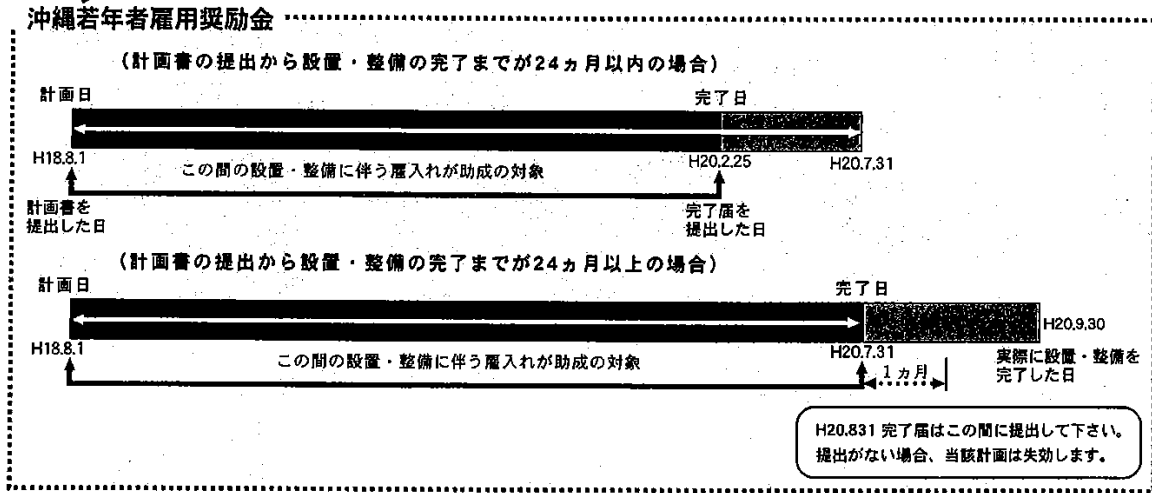
受給のポイント

「沖縄若年者雇用奨励金」の計画書と「地域雇用促進特別奨励金」の計画書を併せて提出することができます。ただし、それぞれ支給要件等が異なりますのでご注意ください。

	沖縄若年者雇用奨励金	地域雇用促進特別奨励金
計画期間	24ヵ月	18ヵ月
対象労働者	計画日から完了日までに入れた 沖縄県内に居住する30歳未満の若年求職者	計画日から完了日までに入れた 沖縄県内に居住する求職者
助成内容	賃金助成	設備助成
沖縄労働局長の認定	認定を受けた事業主 (30事業所)	



計画書の提出から設置・整備及び雇入れの完了までの期限について



記入例

沖 様式第161号

※捺印を忘れずをお願いします。



沖縄若年者等の雇用に関する計画書（正）

沖縄県における事業所の設置・整備及び雇入れを下記のとおり予定しているので、計画書を提出します。
沖縄労働局長 殿

事業主記入欄 (※は記入しないでください。)		労働局 確認欄
1 申請事業主		
提出年月日	平成 18 年 4 月 10 日	
事業主 又は 代理人	(フリガナ) カブシキカイシャ ロウドウ ダイヒョウトリシマリヤク ロウドウジロウ 氏 名 株式会社 労働システム 代表取締役 労働次郎 (印)	
	所在地 (〒 900-0029) (Tel 098 - 868 - 1606) 那覇市 おもろまち 2丁目1番1号	
事業主 又は (提出 代行者・事務 代理人) 社会保険労 務士	(フリガナ) 印	
	所在地 (〒) (Tel)	
既存の事業所数 1 か所		
資本の額又は出資の総額 5,000万円 常時雇用する労働者の数 60人		
主たる事業 小売業・飲食業・サービス業・卸売業・その他		
2 設置・整備に係る事業所		
名称 株式会社 労働システム 中部支店		
所在地 (〒 904-0003) (Tel 098 - 939 - 3200) 沖縄市住吉1-23-1		
雇用保険適用事業所番号		
事業所の業種 情報サービス (産業分類・小分類) 391		
3 新規事業の概要		
新たに業務用アプリケーションソフト(特に建設業向け)を開発し、事業の拡大を図る。		
4 設置・整備の概要		
ソフトウェアの開発用パソコン 情報関連機器の整備 設置・整備に要する費用 5,000万円		
5 対象期間		
① 本計画書の提出日 平成 18 年 4 月 10 日 から ② 完了予定日 平成 20 年 4 月 9 日 まで (注) ②は①の2年後の応答日の前日までであること。		
6 雇入れに係る条件等		
① 沖縄県内に居住する30歳未満の求職者の雇入れ予定数 20人	賃金水準 (月額) 200 千円 ~ 300 千円	
	所定労働時間 40 時間/週	
	55歳以上の高齢者の雇入れ (可) ・ 不可	
	障害者の雇入れ (可) ・ 不可	
② 沖縄県内に居住する求職者の雇入れ予定数 25人	賃金水準 (月額) 200 千円 ~ 300 千円	
	所定労働時間 40 時間/週	
7 現在の事業所の状況		
定年制 有 (一律の場合 歳) ・ 無 30歳における平均賃金 千円		
常用労働者の数 人 55歳以上 人、30歳未満 人		
社会保険加入状況	労災保険 加入 ・ 未加入 健康保険 加入 ・ 未加入 厚生年金保険 加入 ・ 未加入	
従業員	① 過去2年間に入社した者の数 人 (30歳未満 人)	
定着状況	② ①のうち退職した者の数 人 (30歳未満 人)	
	③ 離職率 (②/①×100) % (30歳未満 %)	
※ 定着状況が著しく悪いか 該当 ・ 非該当		
8 助成金の利用状況		
現在、 ・ 地域雇用開発促進助成金	の支給を受けている ② 計画を提出している () ・ いない	
・ 雇用調整助成金等 ()	の計画を提出している () ・ いない	
・ その他の助成金 (障害者作業施設設置等助成金)	の支給を受けている ② 計画を提出している () ・ いない	
9 補助金等調査		
国等から補助金を受けている。 () ・ いない (名称)		
※ 計画書受理 平成 年 月 日		※ 計画書受理番号 第 号
※ 計画書認定番号 第 号		※ 計画書認定年月日 平成 年 月 日
決裁欄		

(注) 1. 計画書提出(受理)後においても計画の内容等によっては認定されない場合があります。
2. 1欄の「事業主又は代理人」(以下「上欄」といいます。)及び「事業主又は(提出代行者・事務代理人)社会保険労務士」(以下「下欄」といいます。)については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人(要)を、の記名押印等を、下欄の沖縄若年者雇用奨励金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不申請者が社会保険労務士法施行規則第16条2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄の申請者の記名押印等をしてください。

※捺印を忘れずをお願いします。
 ※設置・整備及び雇入れが完了した時に提出して下さい。



沖 様式第153号

事業所設置・整備及び雇入れ完了届
 申請資格確認届

計画書（認定番号 第 号）に係る事業所の設置・整備及び雇入れを完了したので届け出ます。		沖縄労働局長 殿
事業主記入欄（※は記入しないでください。）		労働局長
1 申請事業主 事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。氏名については捺印又は自筆による署名で記入して下さい。	提出（申請）年月日 平成 20 年 1 月 10 日	
	事業主又は代理人 (フリガナ) カブシキカイシャ ロウド'ウ システム タイヨウトリシヨリキ ロウド'ウ システム 氏 名 株式会社 労働システム 代表取締役 労働次郎	(印)
	所在地 (〒900-0029) (Tel 098 - 868 - 1606) 那覇市 おもろまち2丁目1番1号	
	事業主又は（提出代行者・事務代理人） 社会保険労務士 (当欄は、申請者が代理人又は社会保険労務士の場合のみ記入してください。なお、詳細は特外の注）を参照してください。 (フリガナ) 氏 名 印	
振込先金融機関 当座・普通 かりゆし 銀行 (本店)・支店 口座番号 197-988		
2 対象期間	① 計画書の提出日 平成18年 4月 10日 から	
	② 完了日 平成20年 1月 10日 まで	
	③ ②の日は、①の2年後の応答日の前日までであること。	
	④ 提出（申請）年月日は、②の翌日の1ヶ月後の日までとなっていること。	
3 設置・整備に係る事業所	名称 株式会社 労働システム 中部支店	
	所在地 (〒904-0003) (Tel 098 - 939 - 3200) 沖縄市 住吉 1-23-1	
	雇用保険 適用事業所番号 4 7 0 2 1 2 3 3 2 1 0	
	前年度の労務保険の確定保険料 1,987,000円	
	国等の補助金に関する申告 補助金の有無 有・無 補助実施機関の名称 補助の内容	
※沖縄若年者雇用奨励金申請資格確認結果	申請資格確認年月日 平成 年 月 日	
	申請資格確認番号 第 号	
	奨励金支給対象者（沖縄若年者雇用奨励金、雇入労働者申告書の審査結果） 30歳未満の雇入れ者数 人	

(注) 1. 1欄の「事業主又は代理人」（以下「上欄」といいます。）及び「事業主又は（提出代行者・事務代理人）社会保険労務士」（以下「下欄」といいます。）については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人を、申請の記名押印等を、下欄の沖縄若年者雇用奨励金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）者が社会保険労務士法施行規則第16条2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄の申請者の記名押印等をしてください。

※捺印を忘れずをお願いします。



沖 様式第161号の1

沖縄若年者雇用奨励金 支給申請書 (正) (1枚目 / 枚中)

<p>沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けたく、次のとおり申請します。 なお、支給決定が後日取り消された場合、当該取消額について返還することを確約します。 沖縄労働局長 殿</p>		
<p>事業主記入欄 (※は記入しないでください。)</p>		<p>労働局 確認欄</p>
<p>1 申請事業主</p> <p>(事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。氏名については記名押印又は自家による署名で記入して下さい。)</p>	<p>提出年月日 平成 20 年 8 月 20 日</p>	
	<p>事業主 又は 代理人</p> <p>(フリガナ) カブシカイシャ ロウドウ タクホウトシマリアク ロウドウ システム 氏 名 株式会社 労働システム 代表取締役 労働次郎</p> <p>所在地 (〒900-0029) (Tel.098 - 868 - 1606) 那覇市 おもろまち 2丁目1番1号</p>	
	<p>事業主 又は (提出代 行者・事 務代理人) 社会保険 労務士</p> <p>(所属は、申請者が代理人又は社会保険労務士の場合にのみ記入してください。なお、該欄は特例の注1を参照してください。)</p> <p>(フリガナ) 氏 名</p> <p>所在地 (〒) (Tel.)</p>	<p>印</p>
	<p>振込先 金融機関</p> <p>かりゆし 銀行 当座・普通</p> <p>口座番号 197-988</p>	<p>本店・支店</p>
<p>2 設置・整備に 係る事業所</p>	<p>名 称 株式会社 労働システム 中部支店</p> <p>所在地 (〒904-0003) (Tel. 098 - 939 - 3200) 沖縄市 住吉 1-23-1</p>	
	<p>適用事業所番号 4 7 0 2 - 1 2 3 3 2 1 - 0</p>	
<p>※ 沖縄若年者雇用 奨励金申請資格確 認結果</p>	<p>申請資格確認年月日 平成 年 月 日</p>	
	<p>申請資格確認番号 第 号</p>	
	<p>起 算 日 平成 年 月 日</p>	
<p>※ 支給に関する 状況</p>	<p>①前年度の賃金総額</p>	
	<p>②前年度の1ヶ月 平均被保険者数</p>	人
	<p>③ 基 準 賃 金 額</p>	
	<p>④奨励金対象者数</p>	
	<p>⑤対象とする算定期 第 期 算定期</p>	
	<p>⑥受けようとする額 (「沖様式第161号の2」の合計)</p>	円
<p>※ 沖縄若年者雇用 奨励金の支給決定</p>	<p>支給決定年月日 平成 年 月 日</p>	
	<p>支給決定番号 第 号</p>	
	<p>支給決定金額</p>	円

(注) 1. 1欄の「事業主又は代理人」(以下「上欄」といいます。)及び「事業主又は(提出代行者・事務代理人)社会保険労務士」(以下「下欄」といいます。)については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄の沖縄若年者雇用奨励金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄の申請者の記名押印等をしてください。

※捺印を忘れずをお願いします。



沖 様式第161号の2

沖縄若年者雇用奨励金 支給申請書 (正) (続紙) (枚目 / 枚中)

1 申請事業主 <small>(事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地を法人の名称、代表者の氏名を記入してください。氏名については記名押印又は自家による署名で記入して下さい。)</small>	事業主又は代理人 <small>(フリガナ)</small> カブシカイシャ ロトウ システム ダイゴウリシツキヤ ロトウ ジョウ 氏 名 株式会社 労働システム 代表取締役 労働 次郎			労働局 確認欄				
	所在地(〒 900-0029) (TEL 098-868-1606) 那覇市 おもろまち 2丁目1番1号							
事業主又は(提出代行者・事務代理人) 社会保険労務士 <small>(当欄は、申請者が代理人又は社会保険労務士の場合にのみ記入してください。なお、詳細は特例の注1を参照してください。)</small>	氏 名	印						
	所在地(〒) (TEL)							
事業主記入欄 (※欄のみ記入してください)				労働局 確認欄				
※申請年月日	平成20年 8月 20日	※対象とする算定期	第 1 期算定期					
1 基準貸金額	830,900 円	助成率1/3	1人あたりの支給額*	276,966 円				
2 (1)厚生労働大臣が定める額	1,200,000 円	(2)厚生労働大臣が定める額の2分の1	600,000 円					
3 算定期を通して奨励金対象者	※① 労働者名(カッコ内は雇入れ労働者認定通知書の雇入れ労働者の番号を記入)	※② 算定期内の貸金支払額	※① 労働者名(カッコ内は雇入れ労働者認定通知書の雇入れ労働者の番号を記入)	※② 算定期内の貸金支払支払額				
	比嘉 光 (1)	1,737,978 円	松田 俊介 (7)	1,997,920 円				
	山城 一 (2)	1,883,399 円	金城 翔 (8)	1,884,685 円				
	新垣 みどり (3)	2,043,540 円	奥平 美咲 (9)	2,003,607 円				
	大城 恵子 (4)	1,846,198 円	高良 なお (10)	1,776,842 円				
	島袋 かなえ (5)	2,025,920 円	内間 優 (11)	1,566,879 円				
	③ 基準貸金額×助成率 (1人あたりの支給額*)	④ 最高日額×165	⑤ 日数 日 最高日額×日数×330/365	⑥ ③④⑤のうち最も低い額 (2欄(2)の額を超える場合は2欄(2)の額)				
円	円	円	円					
⑦ 対象者(②が1人当たりの支給額*より低い者を除く)	⑧ ⑥の額×⑦対象者数	⑨ ⑦より除かれた者に係る②の合計	⑩ 小計(⑧+⑨)					
人	円	円	円					
4 算定期の途中まで対象者	※① 労働者名(カッコ内は雇入れ認定通知書の雇入れ労働者の番号を記入)	※②算定期内の貸金支給額	※③在職期間	④基準貸金額×助成率×③/180	⑤最高日額×③×330/365	⑥ 2欄(1)の額/365×③	⑦ ④⑤⑥のうち低い額	労働局 確認欄
	国吉 秀樹 (6)	922,669 円	92 日	円	円	円	円	
	()	円	日	円	円	円	円	
	()	円	日	円	円	円	円	
	()	円	日	円	円	円	円	
	()	円	日	円	円	円	円	
	()	円	日	円	円	円	円	
小 計							円	
※合 計 (3欄の⑩の小計+4欄の小計)							円	

(注) 1. 1欄の「事業主又は代理人」以下「上欄」といいます。)及び事業主又は(提出代行者・事務代理人)社会保険労務士(以下「下欄」といいます。)については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄の沖縄若年者雇用奨励金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄の申請者の記名押印等をしてください。
 2. 各欄において1円未満の端数は切り捨てること。
 3. 4の③欄の在職期間が180日を超える場合は180日とすること。
 4. 3の①欄と4の①欄の人数の合計は100人を上限とすること。



次に挙げる要件に該当する場合は助成金の支給はできません！

1. 認定計画の取り消しについて

沖縄労働局長は次のいずれかに該当することが判明した場合、当該計画書についての認定を取り消すことができます。

- ・ 認定計画書の内容の実現が著しく困難となったとき。
- ・ 本制度の円滑な実施について事業主の協力が得られなくなったとき。
- ・ 事業主が労働関係法規に関する違反を行ったとき。
- ・ 変更計画書の内容が、助成金の支給要件に該当しないとき。

2. 助成金を支給することのできない要件について

以下の要件に該当した場合、助成金は支給されません。

- ・ 労働保険料を滞納している事業所であること。
- ・ 悪質な不正行為により各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている場合。
- ・ 労働関係法令の違反により、助成金を支給することが適切でないものと認められる場合。

3. 不正受給について

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、給付金ごとに定められた支給要件に該当しない事業主に対しては、給付金は支給されません。また、すでに支給した助成金の返還を求めることがあります。

「沖縄若年者雇用奨励金」に関するお問い合わせは下記まで

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がありますので、ご不明な点については、設置・整備を行う事業所(所在地)を管轄するハローワークまで、お問い合わせ下さい。

ハローワーク那覇・・・〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25(TEL098-866-8609 FAX098-864-5844)
那覇市・浦添市・豊見城市・南城市・糸満市・西原町・与那原町・南風原町・八重瀬町・久米島町・座間味村・
渡嘉敷村・粟国村・渡名喜村・北大東村・南大東村

ハローワーク沖縄・・・〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (TEL098-939-3200 FAX098-938-8040)
沖縄市・宜野湾市・うるま市・恩納村・宜野座村・嘉手納町・北谷町・金武町・読谷村・北中城村・中城村

ハローワーク名護・・・〒905-0021 名護市東江4-3-12(TEL0980-52-2810 FAX0980-53-1625)
名護市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・伊平屋村・伊是名村・伊江村

ハローワーク宮古・・・〒906-0013 宮古島市平良字下里1020(TEL0980-72-3329 FAX0980-73-6833)
宮古島市・多良間村

ハローワーク八重山・・・〒907-0004 石垣市登野城55-4(TEL0980-82-2327 FAX0980-82-1389)
石垣市・竹富町・与那国町

《 沖縄県に係る地域助成金 》

20. 4. 1以降

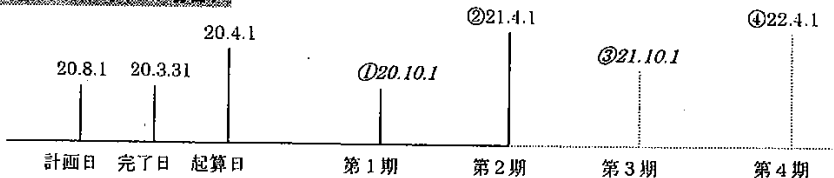
I. 支給対象事業主

1. 県内の雇用保険適用事業所であり、対象労働者を当該事業所で雇用すること（非該当施設は不可）
2. 計画日から完了日 ⇒ 24ヶ月以内の雇入れ、設置・整備の引渡、支払のみ対象
3. ~~設備・整備費用が500万円以上であること~~
4. 不動産（土地除く）、動産の新増設の工事費用については、1契約20万以上 *1年の支払が200万以上と300万*
購入については、1点20万以上、賃借は、1契約20万以上が対象（12ヶ月限度）
5. 親族間の取引は該当しない。又、関連企業との取引、廃止事業所を利用したものは一定の要件あり
6. 対象労働者=県内求職者で一般被保険者（※週の労働時間が20時間以上の方）
 - 新規学卒者、65歳以上の者、職場適応訓練を受けた者、県外就職貸付を受けた者、関連事業所間の雇入れ、過去に雇用していた者、縁故採用の者（一般公募等の通常の採用手続きを経ていないもの）、トライアル雇用等を除く
7. 当初から常用雇用であること パート等で採用後、常用雇用となった者は、対象となりません。
8. 対象労働者（~~採用時に35歳未満の求職者~~）を3人以上雇い入れていること
9. 完了届提出時まで、人事担当者等を ~~業務指導責任者~~ として任命すること
10. 計画日の事業所全体の常用労働者数 < 完了日の事業所全体の常用労働者数
11. 解雇者や一定割合の特定支給資格者を出した場合は、該当しない
12. 他の助成金の申請書を提出していないこと
13. 労働関係法令を遵守、社会保険へ加入し、又、労働保険料等の滞納がないこと
14. 労働関係、会計関係帳簿を整備し、実地調査に協力的であること

II. 沖縄奨励金（賃金助成）

1. 対象者は、沖縄若年求職者（対象労働者のうち35歳未満の求職者（新規学卒を除く））
2. 支給額は、沖縄若年求職者に対して、「完了日の前年度における労働保険確定雇用保険料の基となった賃金総額から1人当りの平均賃金を求め、厚生労働大臣が定める方法により算定した額」の1/3（~~大企業は1/4~~）。但し、支給額が実際に対象者に支払われた賃金額を上回る場合は、実際に支払われた額
3. 1人につき年間120万円限度とする
4. 支給時期は、完了日以後の賃金締切日の翌日から起算して6ヶ月ごとに2回支給（原則1年間）
5. 次のイ、ロを満たす定着状況が優良な事業所は、2年間支給
 - イ、初回の申請期間の初日と比較して、1年経過後の申請時点で全体の常用労働者数が減少していないこと
 - ロ、沖縄奨励金対象者数が、初回の申請期間の初日から1年経過後の申請時において減少割合が20%未満であること（イ、ロとも下記①、③の時点の比較を行う）

（賃金締切り未日の場合）



20年度「沖縄若年者雇用奨励金」の主な改正点について

<申請事業主について>

受給のできる事業主は、次の①～③に該当する事業主になります。

- ① 沖縄県の区域内において、300万円以上の事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借して、新たに事業を始め、又は拡大すること。
- ② ①に伴い、沖縄県の区域内に居住する35歳未満の求職者を常用労働者(週の労働時間が20時間以上)として3人以上雇入れること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての計画を自ら作成し、その計画書に基づいて事業所の設置、整備及び雇入れを行った事業主であること。

※認定制度が廃止になりました

<支給対象人数について>

- ・19年度⇒100人が限度
- ・20年度⇒限度枠を撤廃(人数制限なし)

<助成率について>

- ・大企業の場合⇒1/4
- ・中小企業の場合⇒1/3

<その他>

- ・完了届提出時までに、申請事業主は人事担当者等を定着指導責任者として任命すること
- ・受給できる額に関しては、支給対象期間(完了日以後最初の賃金締切日の翌日から起算して原則1年間、対象労働者等の定着状況が特に優良である事業主については2年間)に在籍している対象労働者分になります。支給対象期間内に離職した対象労働者の分は支給されません。

沖縄県に係る地域助成金（沖縄若年者雇用促進奨励金）の手続き一覧表

20年4月1日以降

様式番号	様式名称	添付書類	提出時期
沖様式第151号	沖縄の若年者等の雇用に関する計画書	事業所概要、定款、法人登記簿謄本 事業計画書	事業所の設置・整備及び雇入れの開始前 適用事業所単位（非該当施設は対象とならない）
沖様式第153号	沖縄若年者雇用促進奨励金 事業所設置・整備及び雇入れ完了届 申請資格確認届	・法人登記簿謄本・定款・通帳の表紙 ・計画の認定書・営業許可書 ・労働保険料申告書、算定調書、領収書 (完了日の前年度の確定分)	事業所の設置・整備及びそれに伴う雇入れを完了した日。但し、計画の提出日から起算して2年以内（ <u>2年以内に完了届の提出がない場合その計画は、失効する。</u> ）
沖様式第155号の1 沖様式第155号の2	沖縄若年者雇用促進奨励金雇入れ労働者申告書 " (統紙)	・労働者名簿・履歴書・雇用契約書 ・賃金台帳・タイムカード・就業規則（賃金規定）・住民票（雇入れ直後の抄本） ・総勘定元帳（完了月の賃金台帳総計と照合）	※第155号様式の添付書類で賃金台帳、タイムカード（出勤簿）については、雇入れ労働者のうち、最も早い雇入れ日の前3カ月の日の属する月から申請月までの全従業員分。但し、申請月についての賃金台帳については、支払いがまだの場合は、その月分は後日で可 <u>履歴書と住民票は対象者分のみで可</u>
沖様式第157号	沖縄若年者雇用促進奨励金 事業所設置・整備費用申告書	様式158号は不動産、159号は動産にかかる証明で1契約ごとに証明書が必要です	
沖様式第158号	沖縄若年者雇用促進奨励金 不動産新・増設、販売、賃貸証明書	下記は1契約ごとに必要な添付書類です ・見積書・契約書・発注書・検査書・納品書・請求書・領収書・振込書・通帳 ・総勘定元帳（支払の確認できるもの） ・工事前後の写真（不動産） ・工事完了引渡書 ・カタログ、写真（動産） ・登記簿謄本（建物の新築の場合）	対象者の記入については、できるだけ雇入れの早い順に記入して下さい。又、タイムカード、賃金台帳等提出書類は、できるだけ <u>個人別</u> に、A4サイズにコピーし、申告書に記入した対象者順に並べて提出下さい。
沖様式第159号	沖縄若年者雇用促進奨励金 動産等販売、賃貸証明書		
沖様式第161号の1 沖様式第161号の2	沖縄若年者雇用促進奨励金 支給申請書（正・副） " (正・副) (統紙)	・受給資格決定通知書・賃金台帳・出勤簿 ・元帳・離職票、退職届、辞令等	支給対象期間（算定期間）の末日の翌日から起算して1ヶ月以内。

○ 安定所の調査の際は、すべての帳簿類の原本を確認します。又、会計検査の際は、すべての帳簿類の原本を借用することとなります。

○ 助成金の最後の支給終了後、5年間は帳簿類の保存をお願いします。